

武蔵野市議会議員 内山さと子

活動報告 2015 夏号 No.26

内山さと子 & のびのび歩む会

〒180-0012 武蔵野市緑町 2-3-A7-501 TEL080-3758-1057

Email satochi@y8.dion.ne.jp <http://satoko-uchiyama.mond.jp>



主権、人権、平和を保障する 自治体の基本条例を

武蔵野市議会は、今年4月の市議会議員選挙後、7名の新人を含め新たな議会構成となりました。

6月8日から25日まで、第二回定例会が開かれ、本会議初日、内山さと子は「自治体・議会の基本条例、環境啓発施設と周辺整備について」一般質問を行いました。

武蔵野市では、今、「自治のルール」＝自治体運営の基本条例についての検討が行われています。平成17年、「第二次行財政改革を推進するための基本方針」で初めて「自治基本条例の検討」が記載されて以来10年の間に、シンポジウムの開催や庁内ワーキングチームの調査研究などが行われてきました。昨年4月、庁内の検討委員会ワーキンググループが行った先進自治体の調査報告では、議会とともに制定することに意義があるという方向が強く打ち出され、現在、市は、議会の基本条例を含めた、「総合型の基本条例」を目指すという考えを示しています。

自治体の基本条例は、平成12年にはじめて北海道ニセコ町で制定されて以降、全国で取り組みが進み、近隣の多摩市、小金井市、三鷹市、杉並区、練馬区、新宿区をはじめ、330以上のまちで制定されています。自治体運営の基本を定める条例には、市民、行政、議会の役割を明確にするほか、市民が尊重できる普遍の理念が求められます。

原発依存・再稼働を進め、集団的自衛権の行使を可能とするなど、国民の意思と乖離した政権の専横によって、今、「国民主権、基本的人権、平和主義」という日本国憲法の三大

原則が骨抜きにされようとしています。市民主権に基づき、年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず基本的人権が尊重され、平和主義を貫く地域社会を、自治の視点で保障することが必要ではないでしょうか。市長は、武蔵野にふさわしい、市民が大切にすべききた平和、人権を重視した条例の制定に、任期2年の間に向かいたい、と答えました。

「自治体の憲法」とも呼ばれ、まちづくりの最上位に位置づけられる条例でありながら、これまで、市民の自治を進めることに批判的な意見をもつ一部の議員の抵抗が強く、議会の議論が進まなかったという経過があります。議会として本格的な検討体制をつくり、主権者である市民とともに、議論を深めることが急がれます。

(平成) <武蔵野市の主な経過>

- 17年 第二次行財政改革を推進するための基本方針に「自治基本条例の検討」と記載
- 18年～19年 庁内の調査研究ワーキングチーム報告
- 20年 第四期長期計画・調整計画に「自治体運営の基本的なルールの検討を行う」と記載
- 20年～22年 シンポジウム、連続講座等の開催
- 24年 担当副市長から、市議会代表者会議で「協議の場」設置の依頼がされる
- 24年12月、25年2月 市議会代表者メンバーと担当副市長・職員との懇談会
- 25年3月 庁内検討委員会ワーキンググループ報告
- 25年5月 庁内に自治体運営に関する条例検討委員会設置
- 26年6月30日 改選後の市議会代表者メンバーと担当副市長・職員との懇談会